

熊本県公告第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
荒尾都市計画用途地域
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
嘉島ショッピングセンター
熊本県上益城郡嘉島町鯉字皆根 1792-1 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時
変更後 開店時刻午前10時 閉店時刻午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後9時30分まで
変更後 午前9時30分から午後10時30分まで
- 3 変更する年月日
平成15年3月20日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ホームインプルループメントひろせ
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,671平方メートル
 - (3) 駐車場の収容台数
267台
 - (4) 駐輪場の収容台数
11台
 - (5) 荷さばき施設の面積
171平方メートル
 - (6) 廃棄物等の保管施設の容量
32立方メートル
 - (7) 駐車場の自動車の出入口の数
16か所
 - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後5時まで
- 5 届出年月日
平成15年2月13日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局振興調整室
平成15年3月7日から平成15年7月6日まで

熊本県公告第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HIヒロセ スーパーコンボ大津店
熊本県菊池郡大津町室字東迫尻 695 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後8時
変更後 開店時刻午前10時 閉店時刻午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯